



仕事を  
続けたいのに...

マタニティ  
ハラスメントを  
受けたら



**Q** 会社の直属上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われ、女雇用機会均等法や育児・介護休業法によ

**A** まずは社内のマタニティハラスメント(マタハラ)相談窓口相談してみようか。業種・規模に関わらず全ての事業主は、男性は社内のマタニティハラスメント(マタハラ)相談窓口相談してみようか。

### 職場でマタハラを受けたら

り、妊娠・出産・育児 調査の結果、ハラスメントの事実が確認でき、改め職場全体に対し再発防止措置を講じなければなりません。

この防止措置には「相談体制の整備」が理由とした不利な取扱いを講じています。社内定め、周知することも必要です。

マタハラの場合は、事業主が相談者、行為者、必要に応じて第三者から速やかに事実確認を行い、その事実が認められる場合には相談者への配慮や行為者の処分などの措置を行うことが求められています。